

スポーツクラブ21あじま会則

施行日 平成16年11月28日
第1回改正 平成22年 5月 9日

第1章 総則

(名称・所在地)

第1条 本クラブの名称は、「スポーツクラブ21あじま」と称する。(以下「本クラブ」と称する)
事務所は、味間小学校敷地内(篠山市味間新97番地3)に本クラブ事務所内を置く。

(目的)

第2条 本クラブは、多種目、多世代でのスポーツを楽しみ、各自の健康・体力を保持増進するとともに、相互の親睦を図り、地域交流、青少年健全育成に努めることを目的とする。

(事業)

第3条 本クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 定期的スポーツ活動の実施。
- 2 計画的スポーツ行事の確立。
- 3 他の団体などが開催する大会等への参加。
- 4 会員相互の親睦を図るための交流活動。
- 5 会員の健康・体力の増進をめざす行事の開催。
- 6 その他、本会の目的達成のために必要な事業の実施。

第2章 会員

(会員の資格)

第4条 本クラブ入会資格は、次の要件を満たす者とする。

- 1 原則として味間小学校区の居住者であること。ただし、常任委員会で認める者については、その限りではない。
- 2 本クラブの会則を遵守すること。

(会員資格の喪失)

第5条 本クラブの会員資格は、脱会、除名、死亡によって喪失する。

(除名)

第6条 本クラブの会員が、次の各項に該当するときは、除名することができる。

- 1 3カ月以上にわたり会費を滞納したとき
- 2 本クラブの名誉を著しく毀損したとき

(休会)

第7条 本クラブの会員が一時的にクラブの活動を停止することができる。休会の理由によっては、会費の免除、減額を認めることができる。

(会費の不返還)

第8条 一度納入した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第9条 入会、脱会、除名、休会の手続きについては、運営規則に定める。

第3章 役員

(役員)

第10条 本クラブに次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 会計 1名
- 4 常任委員 若干名
- 5 事務局 若干名
- 6 監事 2名

(役員を選出)

第11条 本クラブの役員は、常任委員会において選出し、総会で承認を得る。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。

- 2 任期途中で欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第13条 本クラブの役員任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本クラブを代表するとともに、総会、常任委員会を招集し、その議長となるほか、本クラブの経営を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は、本クラブの会計処理全般を担う。
- 4 常任委員は、常任委員会を組織し、本クラブの規約に定める事項並びに総会で議決した事項を執行し、種目運営等一切の事務を管理する。
- 5 事務局は、本クラブの事務全般を担う。
- 6 監事は、本クラブの業務の執行状況及び財産の状況を監査する。

(その他の役員)

第14条 会長は必要に応じ、顧問及びクラブ運営に必要な委員を選任することができる。

(代議員)

第15条 会長は、簡素で効率的なクラブ運営のため、代議員20人を置く。

(代議員選出)

第16条 会長は、役員意見を聞きながら、各種目の人数等を総合的に考慮し、代議員を選出しなければならない。

(代議員任務)

第17条 代議員は、総会に出席し、各種目およびクラブ運営に必要な意見を述べるができる。

第4章 会議

(総会)

第18条 本クラブの総会は、年1回会長が招集し、次の事項を議決または承認する。

- 1 事業報告及び会計報告
- 2 事業計画及び予算
- 3 役員選任
- 4 規約、細則その他諸規定の制定、改廃
- 5 その他本クラブの重要事項

総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決することとする。

(臨時総会)

第19条 本クラブの臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または、会員の3分の1以上から会議の目的とする事項を示して招集の要求があったとき、会長はこれを招集する。

(総会の成立)

第20条 本クラブの総会(臨時総会を含む)の成立は、役員および代議員の過半数出席により成立する。ただし、委任状を可とする。

(常任委員会)

第21条 本クラブの常任委員会は、会長、副会長、会計、常任委員、事務局、で構成し、会長が召集し、次の事項を執行、または、決議する。

- 1 事業報告書及び決算報告書の作成
- 2 事業計画及び予算の作成
- 3 当該年度の事業及び予算執行
- 4 その他重要事項

常任委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決することとする。

(常任委員会の成立)

第22条 本クラブの常任委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(運営委員会)

第23条 本クラブの運営委員会は、常任委員に加え、会長選任による種目代表者等で構成し、事業の調整を行う。会議の運営等については、常任委員会の例による。

第5章 会計

(経費)

第24条 本クラブの経費及び臨時の費用は、会費、補助金、助成金、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第25条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(重要書類の保管)

第26条 会計に関する重要書類は、5年間保存する。

第6章 その他

(情報公開)

第27条 本クラブは、会員が事業予算、決算書及び事業計画、報告書等の公開を求めた場合、必要な手続きを行った上で、開示するものとする。

(事故の責任)

第28条 会員は、クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害等の事故が起っても、本クラブ等に対し損害賠償を請求しないものとする。

第29条 本クラブは、活動中の傷害については、加入する保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

(細則)

第30条 本会則に定めない事項及び運営上必要な細則は、総会の議決によって定める。

(附則)

第31条 本会則は、平成22年5月9日から施行する。

スポーツクラブ21あじま運営規則

施行日 平成16年11月28日
第1回改正 平成28年4月23日

(総則)

第1条 「スポーツクラブ21あじま」会則における運営規則指定事項及び会則に定め
ない必要事項
を運営規則で定める。

(入会、脱会、除名、休会の手続き)

第2条

- 1 入会手続きは、入会申込書(書式1)に必要事項を記入し会費等を添えて事務局に提出する。
- 2 脱会手続きは、脱会届(書式2)に必要事項を記入のうえ事務局に提出する。
- 3 除名手続きは、会則第6条に該当したとき、常任委員会承認を得て除名することができる。
- 4 休会手続きは、休会届(書式3)に必要事項を記入のうえ事務局に提出する。

第3条 会費は次のとおりとする。

- 1 入会金 なし
- 2 年会費 中学生以下 800円
16歳(4月2日現在)以上 2,000円

第4条 スポーツ保険は、傷害保険に加入する。

第5条 講師、指導等の謝金は、半日1回3,000円を標準とする。

第6条 事務所の管理は、管理責任者を置く。

第7条 味間校区自治会長会から、事務所維持管理費補助として助成を得る。

附則

本会則は、平成28年4月23日から施行し、平成29年度の会員募集時から実施する。